

第2回 大阪狭山市都市計画マスターープラン及び 立地適正化計画策定委員会

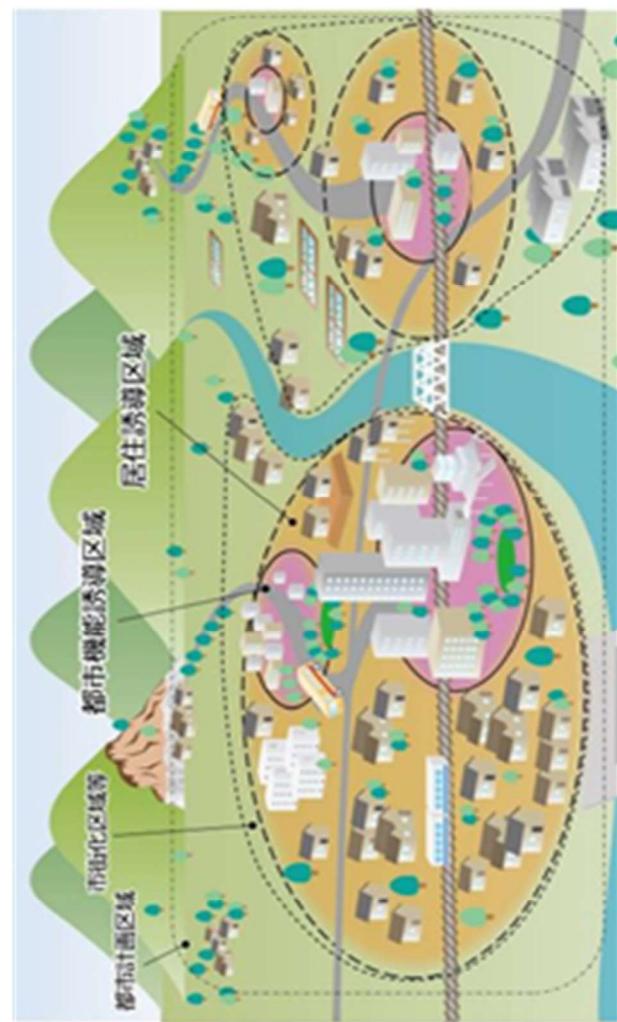
日時：令和6年2月9日（金）10:00～
場所：市役所南館 2階 講堂

都市整備部 都市計画グループ

1-1 背景と目的

○本計画は、上位計画で位置づけた「将来ビジョン」実現に向け、「コンパクトシティ+ネットワーク」の考え方に基づき、居住を含めた、さまざまな都市機能の立地を「誘導する方策」を基本としたまちづくり手法です。

○様々なインセンティブを享受しながら具体的な取組み（まちのリメイク）をより一層推進していくため、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」の設定や中長期的な方策を示すことを目的に策定します。



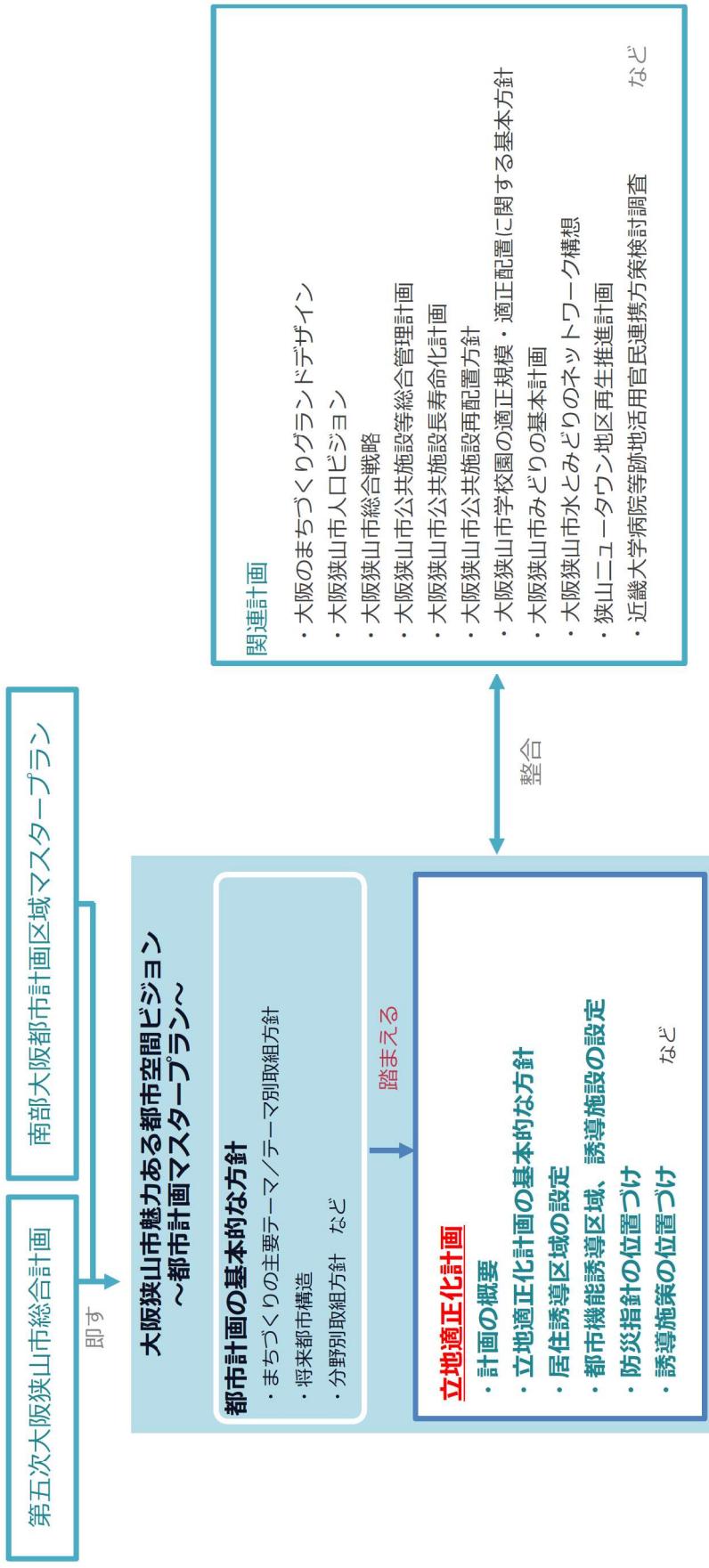
「コンパクトシティ+ネットワーク」は、縮退均衡をめざすものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」を通じ、以下の行政目的を実現するための具体的な政策手段です。

【持続可能な都市構造の実現をめざす】

- ・生活利便性の維持・向上
- ・地域経済の活性化（消費・投資の好循環）
- ・行政サービスの効率化・コスト削減
- ・地球環境への負荷低減
- ・防災リスクに対する居住地の安全性強化

1-2 計画の位置づけ

- 都市再生特別措置法第81条に基づく**法定計画**です。
- 都市計画マスターPLANを上位計画としつつ本計画自身が都市計画マスターPLANの一部とします。
- 上位関連計画との整合を図るものとします。



1-3 対象区域

市域全域（ただし、居住誘導区域・都市機能誘導区域等の指定は、法の規定に基づき市街化区域内）

1-4 計画期間

令和7年度から概ね**20年間**を計画期間とし、適宜見直し等を行います。

1-5 計画の役割

① 居住を含めた「**都市機能**」の「**誘導**」と「**公共交通ネットワーク**」の「**形成**」により、都市を緩やかにコントロールするための計画

② 市の将来像実現に向け、**中長期的な方策を推進**するための計画

1-6 立地適正化により期待する効果

※第1回策定委員会の意見を踏まえ内容を見直しています。

(1) **持続可能な都市構造**の形成

(2) 関係機関等との**協議・連携体制**の構築

(3) 利便性の高い**公共交通環境**の形成

(4) 地域資源を活かした空間・魅力の維持・向上

1-7 計画の検討フロー

計画全体の構成

都市計画マスターPLANにおける課題整理と“まちの将来像”的位置づけ

市民意見・都市計画審議会意見
大阪狭山市立地適正化計画の議定

【別冊】基礎調査資料について

→市全体の都市分析（人口、空家、土地利用、交通、経済、地価、災害、都市施設、都市機能、財政、個別具体的なまちづくりの状況、レーダーチャート）

※第1回策定委員会の意見を踏まえ表現を見直しています。

本編 p11~38

第2章 計画たき案

基本的な方針（ターゲット）

2-1 上位計画でのまちづくりの方向性

*第1回策定委員会の意見を踏まえ、考え方を整理しています。

第五次大阪狭山市総合計画や都市計画マスター プラン等上位計画に即し、まちのリメイクに必要となる、戦略的かつ計画的、具体的な方策を盛り込むものとします。

2-2 現状と課題の把握

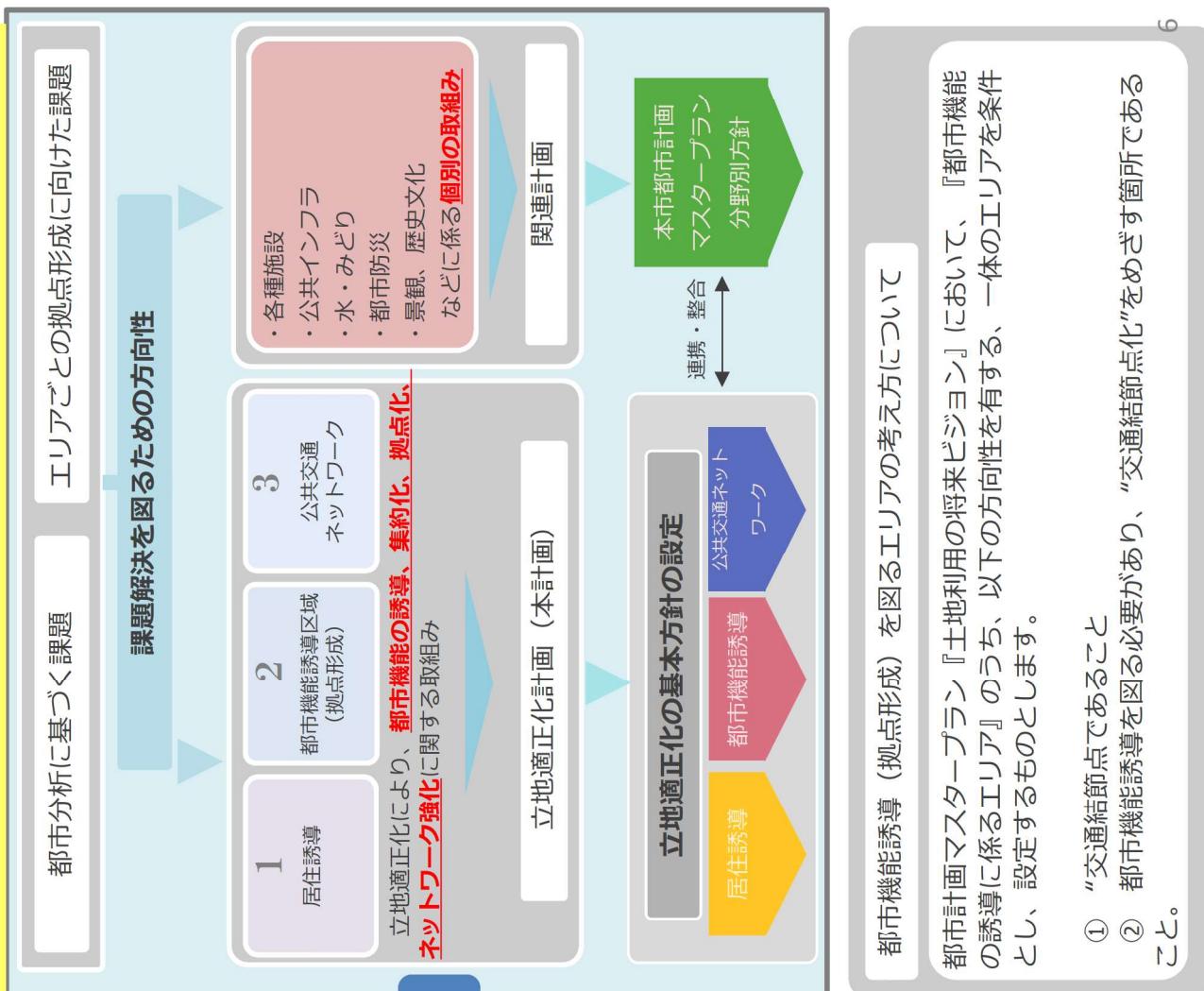
2-3 立地適正化により解決する課題と基本方針

②都市機能誘導（拠点形成）に
“どの課題の把握を行います

○抽出した課題を踏まえ、**立地適正化（コシ**

図る取組みの方向性について整理します。

○個別事業などその他については、都市計画マスタープラン等、関連計画との連携・整合を取りながら取組みを進めます。



2-4 立地適正化により解決する課題と基本方針

(1) 居住誘導の方針：

『地域特性に応じた良好な居住環境の形成』

- ①人口密度の維持による良質な居住環境の形成
- ②災害リスクを考慮した居住環境の安全性確保
- ③地域の状況を踏まえた持続可能な地域づくり

(3) 公共交通ネットワークの方針：

『生活圏を踏まえた広域公共交通インフラの維持・向上』

- ①公共交通の利便性向上・利用促進と
広域公共交通ネットワークの形成
- ②交通結節点の空間価値・機能の維持向上

(2) 都市機能誘導（拠点形成）の方針：「エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成」

中心拠点：金剛駅周辺

- ①都市のにぎわいと魅力があふれる場の創出による拠点形成

生活拠点：狭山駅周辺・大阪狭山市駅周辺・今熊地区周辺

- ・狭山ニュータウン地区中央周辺・近畿大学病院等跡地周辺
- ②生活利便性の維持・向上による拠点形成
- ③公共施設の集積と再配置による「住民の居場所」としての拠点形成
- ④生涯学習・子育て・教育で環境の維持向上による「学び」の拠点形成
- ⑤狭山ニュータウン地区の再生・活性化に寄与する拠点形成
- ⑥近畿大学病院等跡地における望ましい土地利用による拠点形成

【計画たたき案 第2章 基本的な方針（ターゲット）】

都市機能導誘（拠点形成）

「エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成」

	都市機能誘導（拠点形成）の方針	① 金剛駅周辺	② 大阪狭山市駅周辺	③ 狹山駅周辺	④ 今熊地区周辺	⑤ 狹山ニュータウン地区北部周辺	⑥ 狹山ニュータウン地区南部周辺
中心拠点	都市の「ぎわいと魅力があふれる場」の創出による拠点形成	○					
生活拠点	生活利便性の維持・向上による拠点形成（近隣中心拠点）		○	○	○	○	※
生活拠点	公共施設の集積と再配置による「住民の居場所」の拠点形成		○		○	○	※
生活拠点	生涯学習・教育・子育て環境の維持向上による「学び」の拠点形成		○		○	○	※
生活拠点	狹山ニュータウン地区的再生・活性化に寄与する拠点形成				○	○	○
生活拠点	近畿大学病院等跡地における望ましい土地利用による拠点形成						○

※主個別事業や関係団体等との協議：検討状況に応じて設定するなどを想定。

『都市機能誘導（拠点形成）をめざすエリア』

① 金剛駅周辺 [中心拠点]

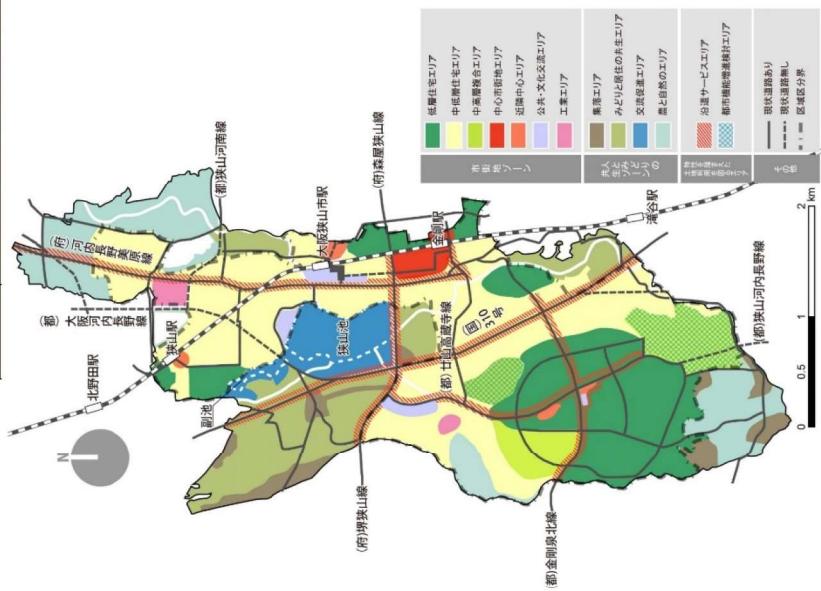
②大阪狭山市駅周辺

③狭山駅周辺

④ 今熊地区周辺

⑤狭山ニュータウン地区北部周辺

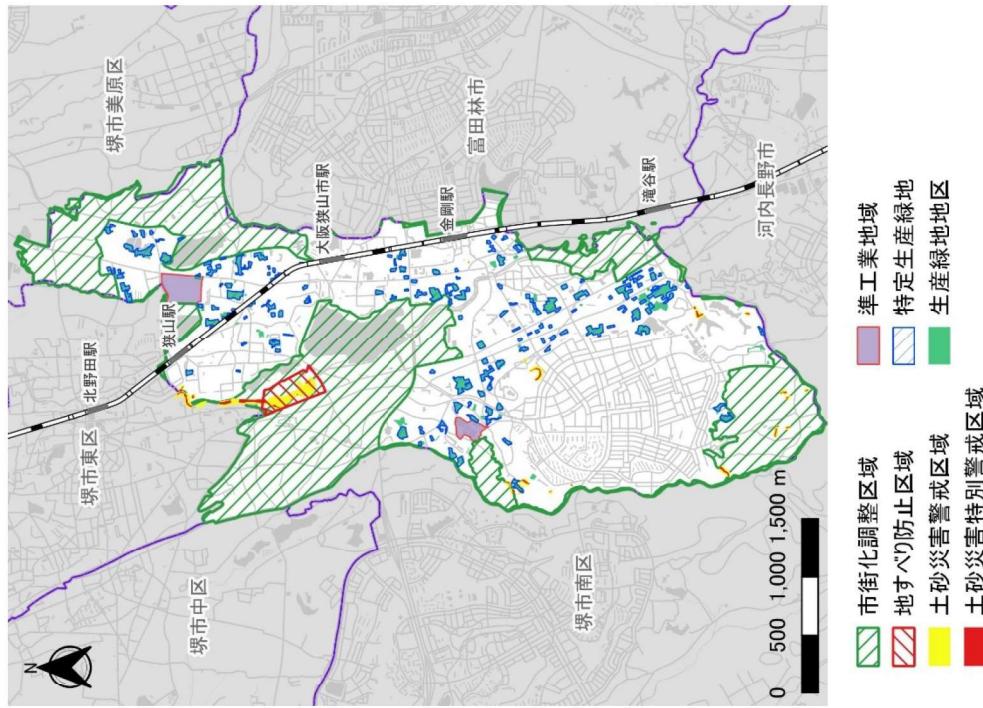
⑥狭山ニユータウン地区南部周辺



3-1 居住誘導区域の設定方針・考え方

3-2 居住誘導区域の具体的な設定

●本市では、居住誘導区域を定めるにあたり、以下の考え方に基づき区域の検討を行います。

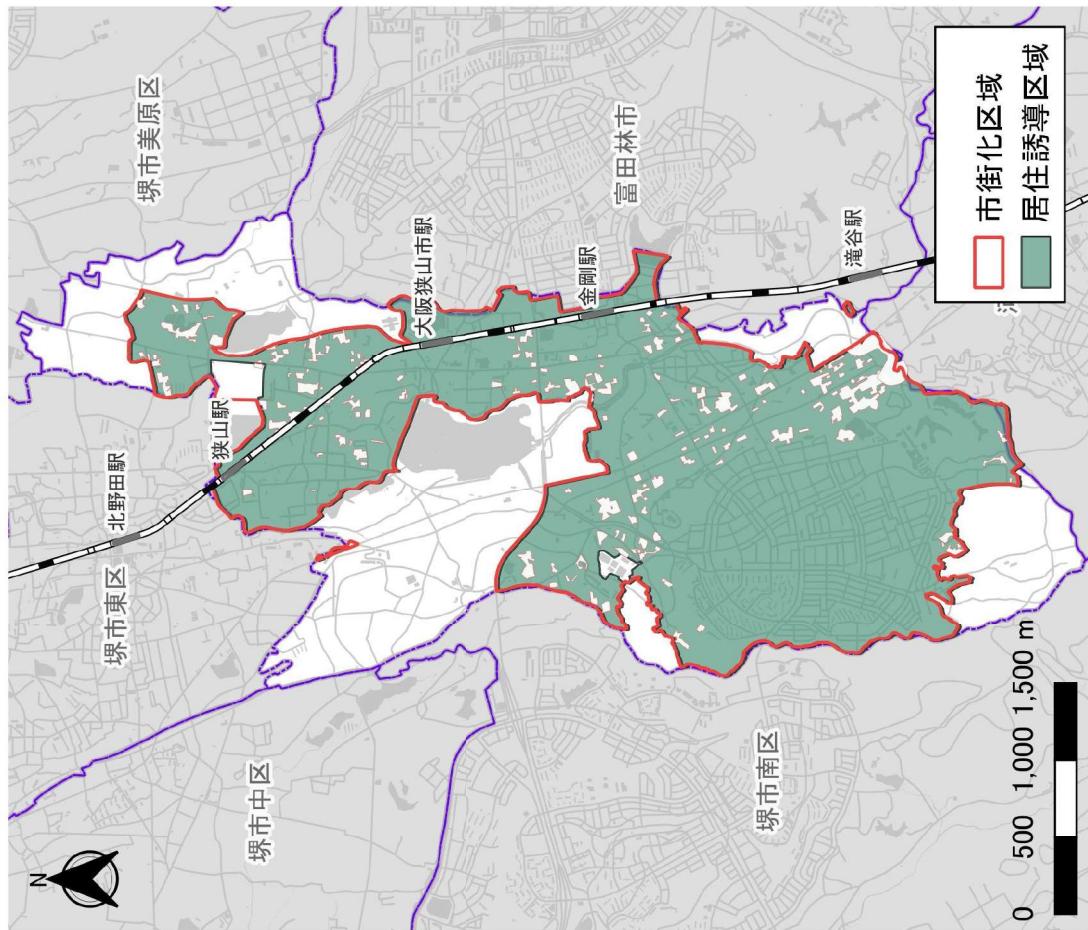


※居住誘導区域に含まれない箇所

3-1 居住誘導区域の設定方針・考え方

3-2 居住誘導区域の具体的な設定

- 本市の区域設定の方針に基づき、設定した居住誘導区域は以下の通りです。



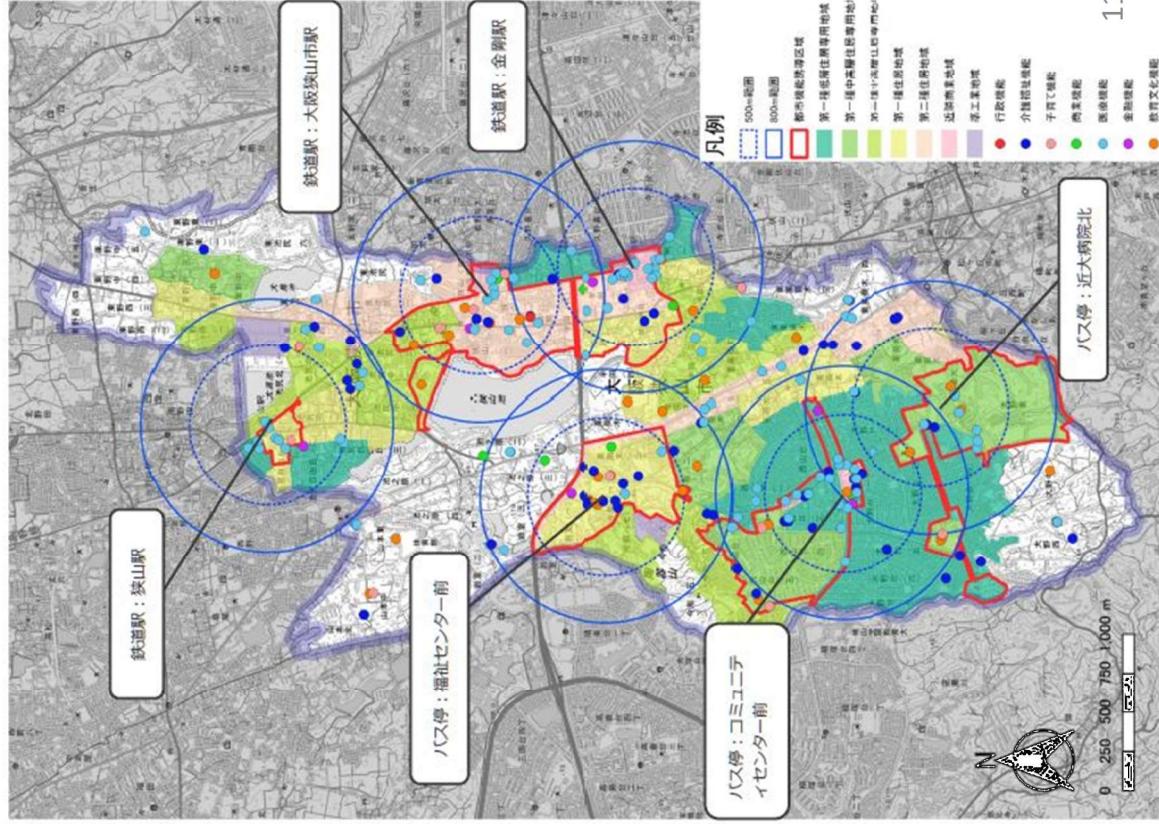
※本市の居住誘導区域

4-1 都市機能誘導区域の及び誘導施設の設定方針・考え方

●本市では、都市機能誘導区域及び誘導施設を位置付けるにあたり、以下の考え方方にに基づき検討を行います。

4-2 都市機能誘導区域の具体的な設定

- ◆人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘査して、適切な誘導施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られる区域であること。
- ◆上位関連計画、個別事業の進捗状況、各エリアの都市構造上の特徴や課題
- ◆その他の法令における区域指定状況等、誘導施設の分布状況、地形地物等の状況
- ◆他の法令における区域指定期間における区域の指定範囲に踏まえ、適切な区域の指定範囲および誘導施設の位置づけであること。
- ◆第2章で位置づけた各エリアにおける一体の区域で、誘導施設を含む区域であること
- ◆その他の法令における区域指定期間等、都市機能整備施設の分布や土地利用の状況、誘導施設の位置づけ、地形地物の状況等を総合的に踏まえた区域及び誘導施設であること。



No.	地区名（都市機能誘導区域）
1	金剛駅周辺地区
2	大阪狭山市駅周辺地区
3	狭山駅周辺地区
4	今熊地区周辺地区
5	狭山ニュータウン地区北部周辺地区
6	狭山ニュータウン地区南部周辺地区

4-3 誘導施設の具体的な設定

●本市では、下記施設を誘導施設の対象に検討を行います。

①都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設

②具体的な事業計画がある施設

誘導すべき機能 行政機能	誘導施設 市役所本庁機能を有する施設 ▶地方自治法第4条第1項に定める事務所 市役所支所機能を有する施設 ▶地方自治法第155条に定める支所又は出張所
介護福祉機能	母子・父子福祉センター相談機能を有する施設 ▶母子及び父子並びに身姫福祉法第39条の2に基づく施設 児童福祉法第6条の3第6項に定める「地域子育て支援拠点事業」に基づく施設 心身障害者福祉センター相談機能を有する施設 ▶大阪狭山市心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理条例に関する条例に基づく施設 老人福祉センター機能を有する施設 ▶老人福祉法第14条に基づく施設 市民活動支援センター機能を有する施設 ▶大阪狭山市市民公益活動促進条例第8条により整備された活用場所
教育文化機能	障がい者地域活動支援センター機能を有する施設 ▶障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第80条の2に基づく施設 地域包括支援センター機能を有する施設 ▶介護保険法第115条の46に基づく施設 基幹相談支援センター機能を有する施設 ▶障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第77条の2に基づく施設 権利擁護支援センター機能を有する施設 ▶大阪狭山市成年後見制度利用促進事業実施要綱第4条に基づく施設
生活ナポートセンター機能を有する施設 ▶社会福祉法第14条に基づく施設	

誘導施設は公共施設再配置計画等の検討状況を踏まえる必要があるため、今後変更する可能性があります。

誘導施設は公共施設再配置計画等の検討状況を踏まえる必要があるため、今後変更する可能性があります。

誘導すべき機能 子育て機能	誘導施設 子育て世代包括支援センター機能を有する施設 ▶母子保健法第22条に基づく施設 認定こども園機能を有する施設 ▶就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に基づく施設 保育所
商業機能	誘導施設 スーパー・マーケット等の商業機能を有する施設 ▶店舗面積500㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む。） で生鮮食品を扱う施設 ▶大規模小売店舗立地法
医療機能	誘導施設 医療機能を有する施設（病院・診療所） ▶医療法第1条の5第1項に規定する病院（病床数20床以上） ▶医療法第1条の5第1項に規定する診療所（病床数20床未満） ▶医療法第4条に規定する地域医療支援病院 保健センター機能を有する施設 ▶地域保健法第18条第2項に基づく施設
金融機能	誘導施設 郵便局機能を有する施設 ▶日本郵便株式会社法第2条の4に規定する郵便局（ちしくは簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務を行う施設）
図書館機能	誘導施設 図書館機能を有する施設 ▶図書館法第2条に規定する図書館 公民館機能を有する施設 ▶公民館機能を有する施設 社会教育機能を有する施設 ▶社会教育法第21条第1項に基づく施設 大蔵教育センター機能を有する施設 ▶大阪狭山市社会教育センター条例第1条に基づく施設 文化会館機能を有する施設 ▶大阪狭山市文化会館条例第1条に基づく施設 博物館機能を有する施設 ▶博物館法第2条に基づく施設 幼稚園機能を有する施設 ▶幼稚園機能を有する施設 学校機能を有する施設 ▶学校教育法第1条に基づく施設 小学校機能を有する施設 ▶小学校機能を有する施設 学校教育法第1条に基づく施設

4-3 誘導施設の具体的な設定

※第1回策定委員会の意見を踏まえ、本項目を位置付けています。

●本市では、各都市機能誘導区域の課題や方向性を踏まえ、必要に応じてその他の位置づけを記載します。

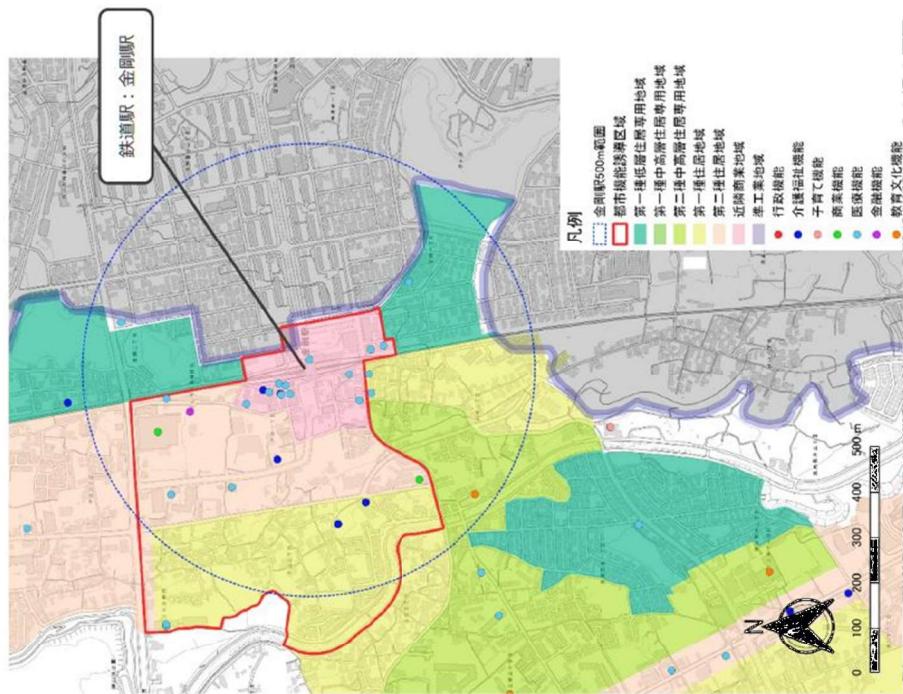
※本位置づけはあくまで“エリアのイメージ”であり、個別の取組みにおいては位置づけも参考にしながら、個別検討を行つ。

その他的位置づけ	概要
交通結節点	複数の交通モード、路線系統等の乗り換え箇所など、公共交通ネットワークにおける交通結節点としての機能が必要な都市拠点の位置づけを検討します。各拠点の特性や課題、めざすべき方向性を踏まえ、交通結節点としての将来イメージを位置づけます。
屋外拠点	周辺の公園・緑地・緑道等のみどりを有する空間、駅前広場・道路空間等の屋外空間、公共施設や民間施設内の空地や広場、その他まとまりのあるオープンスペースなどにおいて、都市活動の拠点となる屋外空間の位置づけを検討します。各拠点の特性や課題、めざすべき方向性、誘導施設との連携した活用可能性等を踏まえ、屋外拠点としての将来イメージを位置づけます。
にぎわいの方向性	各拠点の特性や課題、めざすべき方向性を踏まえ、エリア一帯における都市活動により、創出する“にぎわいイメージ”を検討します。
消費型／市民活動型	めざすべき”にぎわいイメージ”の検討にあたっては、商業施設等の誘導施設や屋外拠点の有効活用などにより、都市の経済循環の一助となる“消費型”的都市活動または、市民活動や生涯学習、その他の取組みによる“市民活動型”的都市活動について、方向性の検討をします。
ターゲット	都市活動の主体となる主なターゲットについて、当該エリアの周辺住民、市民全体、他市を含む来街者をターゲットとするのか等のイメージを検討するものとします。

4-4 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ

本編記載の各都市機能誘導区域の位置づけは、今後、関係部署及び団体等と協議・調整により変更する可能性があります。

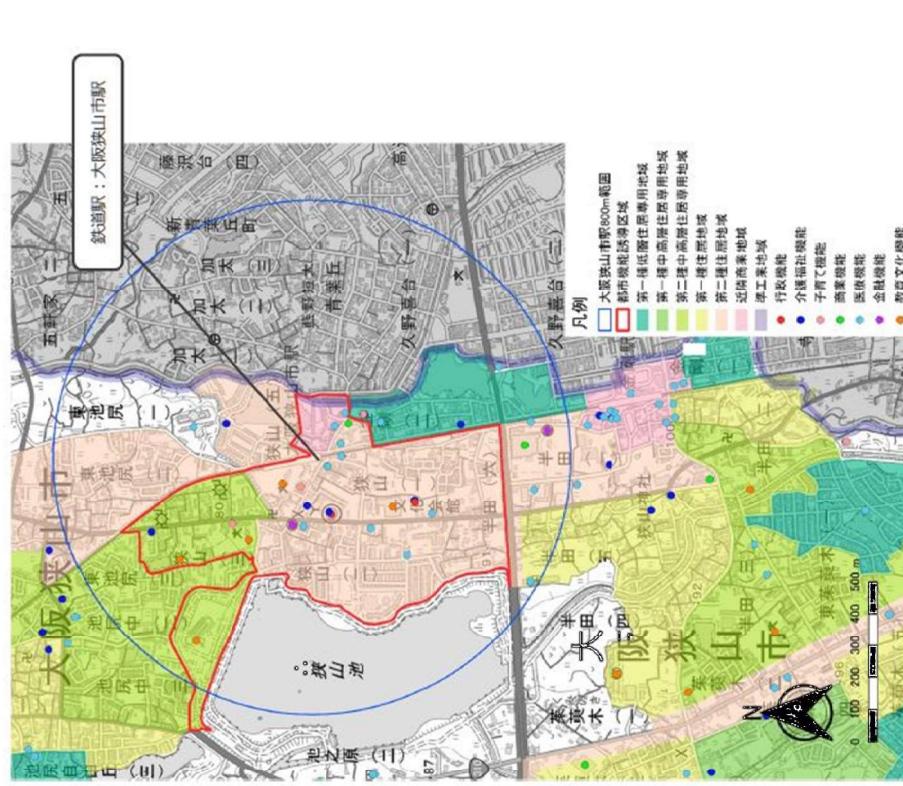
① 金剛駅周辺地区



誘導する機能	その他の位置づけ								
	行政	介護	福祉	子育て	商業	医療	金融	教育	文化
※	—	※	○	○	—	—	—	○	○

※ ターゲット：来街者/市民
○ 全体周辺住民
□ 方向性：消費・活動

② 大阪狭山市駅周辺地区



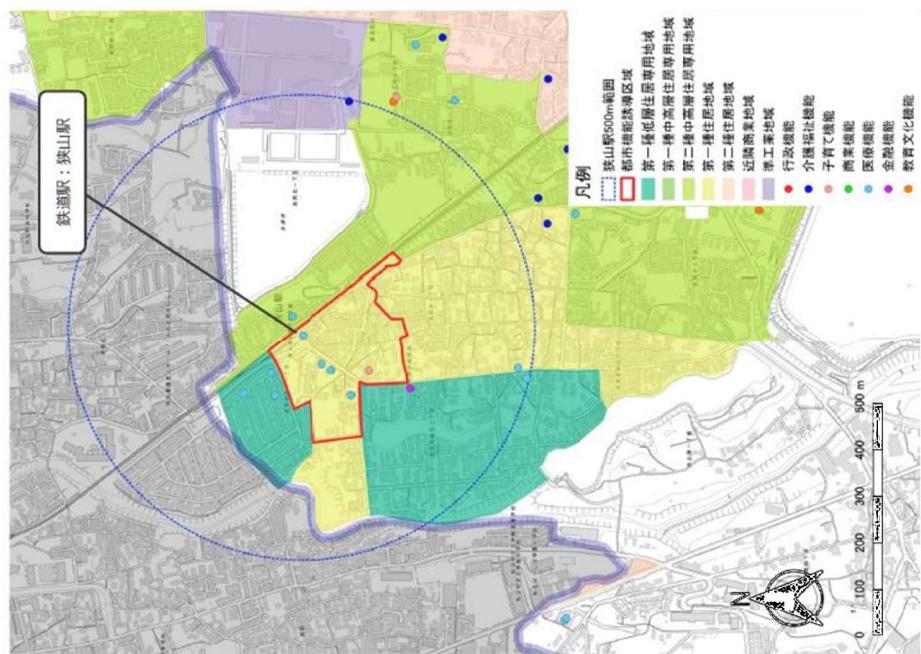
誘導する機能	その他の位置づけ								
	行政	介護	福祉	子育て	商業	医療	金融	教育	文化
□ 大阪狭山市駅800m範囲	○	○	○	○	—	—	—	○	○

□ 大阪狭山市駅800m範囲
○ 訓練施設等用地域
■ 第一低層住居専用地域
■ 第一階中高層住居専用地域
■ 第二階中高層住居専用地域
■ 第一住居専用地域
■ 第二住居専用地域
■ 辺境地帯
■ 厚工業専用地域
■ 行政施設
■ 介護・社会施設
■ 子育て施設
■ 商業施設
■ 医療施設
■ 金融施設
■ 教育文化施設

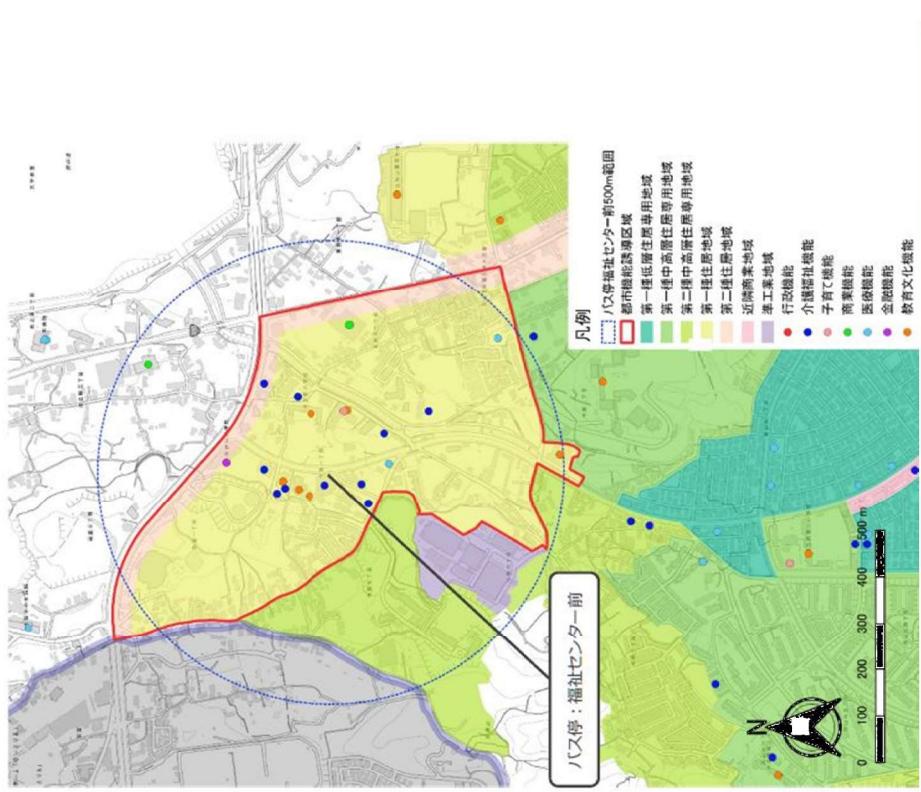
4-4 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ

本編記載の各都市機能誘導区域の位置づけは、今後、関係部署及び団体等と協議により変更する可能性があります。

(3) 狹山駅周辺地区



(4) 今熊地区周辺地区



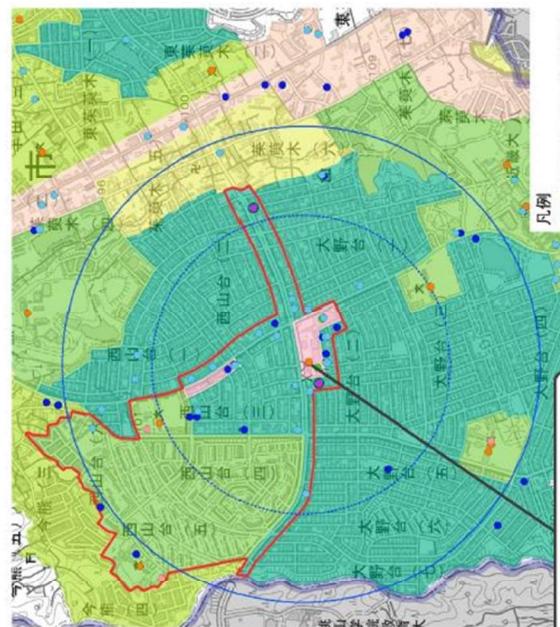
誘導する機能		その他の位置づけ								
行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育	文化	交通結節点	屋外拠点	にぎわい拠点
-	-	○	-	-	-	○	-	○	○	○

誘導する機能		その他の位置づけ								
行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育	文化	交通結節点	屋外拠点	にぎわい拠点
-	-	○	-	-	-	○	-	○	○	○

4-4 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ

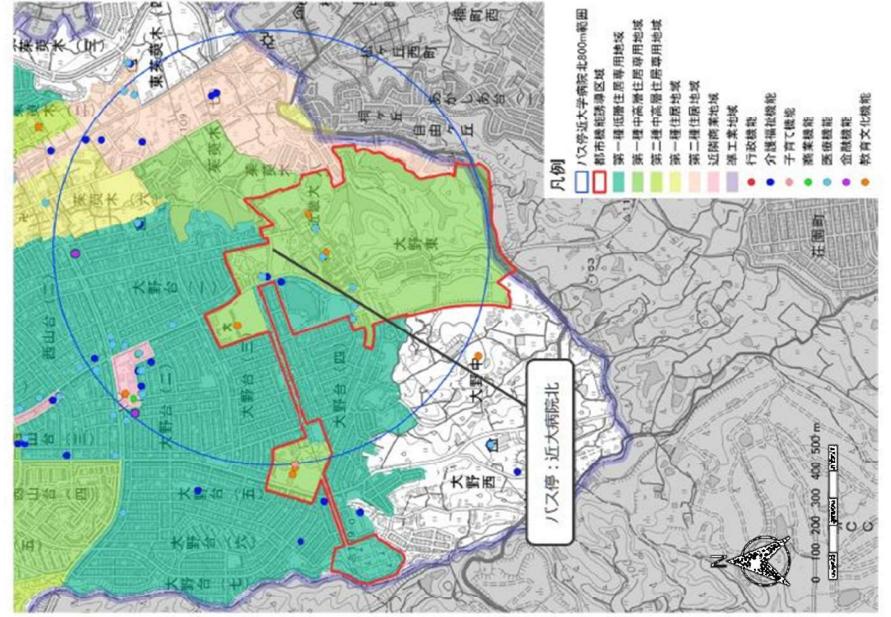
本編記載の各都市機能誘導区域の位置づけは、今後、関係部署及び団体等と協議・調整により変更する可能性があります。

⑤狹山ニュータウン地区北部周辺地区



誘導する機能	その他の位置づけ								
	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	教育	文化	金融	その他
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※	※	※	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※	※	※	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※ 16

⑥狹山ニュータウン地区南部周辺地区



誘導する機能	その他の位置づけ								
	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	教育	文化	金融	その他
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※	※	※	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※	※	※	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※ 16

5-1 防災指針の方針

○災害リスクを踏まえたまちづくり推進のため、
居住や都市機能の誘導に必要な事項に関する指針。

5-2 本市における災害リスク

○市全域における災害リスクを分析し、課題への
減災・防災の方向性を整理します。



5-3 防災リスクの課題整理と取組方針

○災害リスクと土地利用の状況等を重ね合
わせ、課題の抽出を行います。

○災害リスクによる課題に応じた取組の方向性を
整理します。

5-4 取組内容、取組みスケジュール

○災害リスクによる課題に対応した減災・防災に
関する具体的な取組の内容を記載します。

■：該当箇所が居住誘導区域に含まれる ■：該当箇所を居住誘導区域から除外する

想定される区域の内容				
項目	区域図等			
地震	震動予測	府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）による被害が想定		
洪水	想定最大規模降雨時の 浸水深・浸水継続時間・ 内水	本市域内では、府が水防法第14条第1項の規定により、令和元年（2019年）11月に大和川水系西除川ブロック（西除川、三津屋川、東除川他）にかかる洪水浸水想定区域が指定され、おおむね1,000年に1回程度の降雨を想定。		
水害	想定最大規模降雨時の 浸水深	計画規模降雨時の浸水深 本市で浸水被害が発生した令和元年8月19日の時間雨量70mm（狭山池ダム観測地点）の約2倍の降水量となる、おおむね1,000年に1回程度の降雨（時間雨量147mm）を想定		
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域	土砂災害警戒区域	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域
	砂防指定地	砂防三法指定区域 砂防指定地：「砂防法」（明治30年3月30日） 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	砂防三法指定区域 砂防指定地：「砂防法」（明治30年3月30日） 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 (昭和33年3月31日) 急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日）	急傾斜地崩壊危険区域 (昭和33年3月31日) 急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日）
	大規模盛土造成地	谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、以下の要件に該当するもの ・埋め型大規模盛土造成地：土の面積が3,000平方メートル以上 ・付け型大規模盛土造成地：盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上上で、かつ盛土の高さが5メートル以上		

本編記載の具体的な取組内容、スケジュールについては、今後関係部署及び団体等と協議・調整を進めるとともに、変更する可能性があります。

6-1 公共交通ネットワーク検討の必要性

- 住民の生活を支える都市機能と居住を集約・誘導することに加え、**まちづくりと連動した公共交通ネットワークの再構築**が重要。

○“生涯住み続けたいまち”として生活利便性を維持・向上するため、**日常生活圏を踏まえた広域公共交通ネットワークの形成**について、近隣市及び関係機関等と連携しながら一體的に検討し取り組む必要がある。

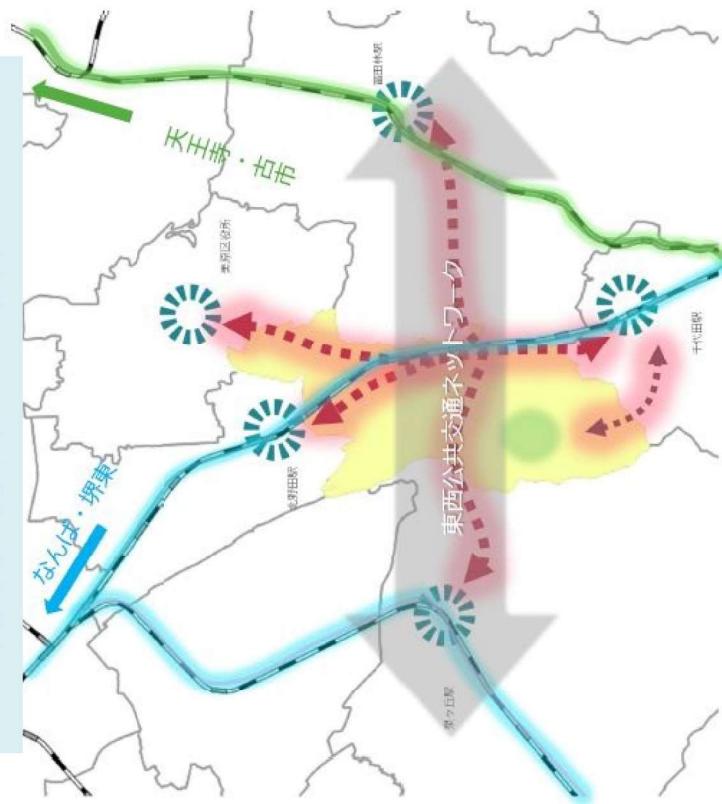
6-2 公共交通ネットワークの方針

- 公共交通の利便性向上と利用促進**
- 広域公共交通ネットワークの形成**
- 交通結節点の空間価値・機能の維持向上**

交通結節点の位置づけ

都市機能誘導区域（地区名）	該当箇所
1. 金剛駅周辺地区	金剛駅周辺
2. 大阪狭山市駅周辺地区	大阪狭山市駅周辺～市役所周辺
3. 狹山駅周辺地区	狹山駅周辺
4. 今熊周辺地区	公共施設周辺
5. 狹山ニュータウン地区北部地区	コミニティセンター周辺
6. 狹山ニュータウン南部地区	※個別事業や関係団体等との協議・検討状況に応じて設定することを想定。

広域公共交通ネットワークの形成イメージ



本編記載の方針図は、近隣市、関係機関等との今後の協議により、変更することを想定しています。

7-1 居住誘導に関する施策展開の考え方（ストーリー）

7-2 居住誘導に関する具体的な誘導施策について

7-3 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する施策展開の考え方（ストーリー）

7-4 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する具体的な誘導施策について

○居住誘導、都市機能誘導（拠点形成）、公共交通ネットワークに関する**全市的な誘導施策**について位置付けています。

誘導施策	居住誘導	都市機能誘導(拠点形成)	公共交通ネットワーク
①快適で利便性の高い居住環境の維持・向上	○	○	○
②届出制度による都市機能の誘導	○	○	—
③既存ストックの活用	○	○	—
④公共施設・都市インフラに関するまちづくり	○	○	○
⑤歩いて暮らせるまちづくりの推進	○	○	○
⑥利便性の高い公共交通の維持・向上	○	—	○
⑦災害に強いまちづくりの推進	○	○	—
⑧その他各種連携制度の活用	○	○	○
⑨交通結節点の空閒価値・機能の維持向上	既存の公共交通ネットワークの存続と運営体制の効率化 東西方向への着手 —	—	○
	他市の拠点を含む都市拠点（交通結節点）との連携 —	—	○
	新たな交通モードや情報通信技術等を踏まえた公共交通環境の構築 —	—	○

7-4 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する具体的な誘導施策について

○各都市機能誘導区域の課題や方向性を踏まえた誘導施策について位置付ける予定です。

計画本編においては、上記誘導施策の考え方（ストーリー）をもとに下記イメージの具体的な取組み概要も記載位置づけを行っています。具体的な記載内容については、今後検討を進めます。

拠点形成に係る主な取組

拠点形成の開発項目	取組みの概要	事業スケジュール		備考
		短期 10年を目標	長期 10年以降を目指	
都市機能誘導（整備施設・機能）				
公共交通ネットワーク				
公共施設（施設）				
公共施設（インフラ）				
「ぎりりい消費活動・市民活動」				

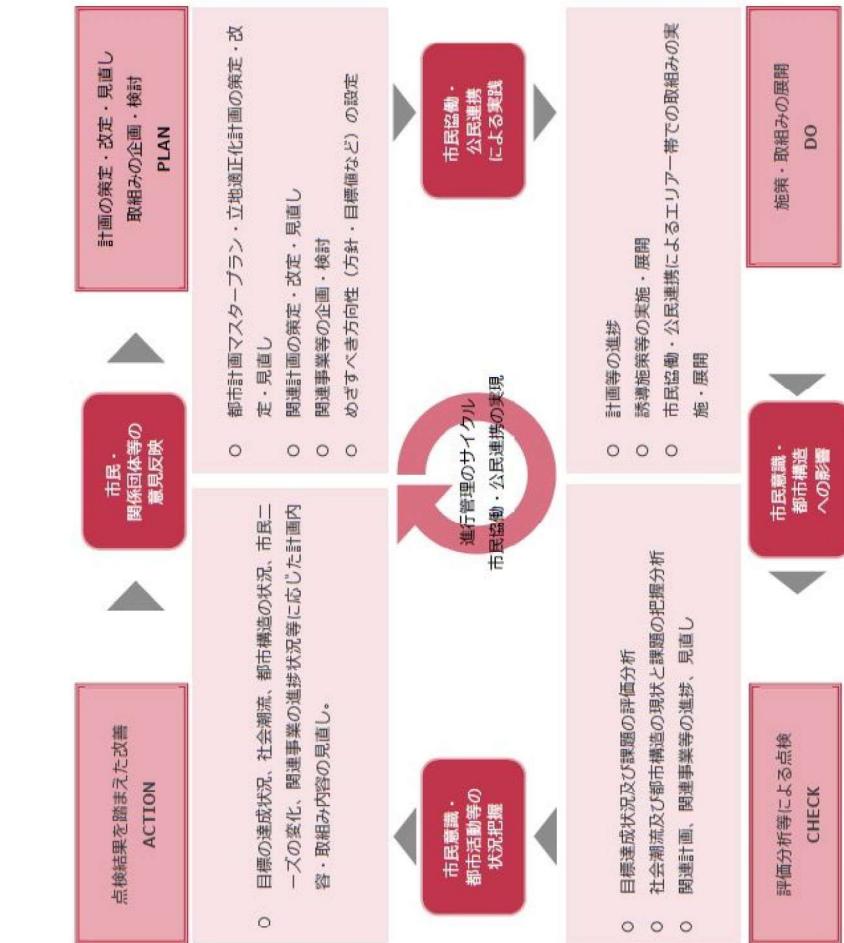
各都市機能誘導区域ごとに、具体的な取組みの概要等の記載を想定しています。

本編記載の誘導施策は、公共施設再配置計画など、関連計画・事業の検討状況、関係機関等との協議により、変更することを想定しています。

【都市機能誘導（拠点形成）】		【エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成】					
	都市機能誘導（拠点形成）の 万針	① 食環境観 周辺	② 大阪狭山市駅 周辺	③ 狹山駅周辺	④ 今熊地区周辺	⑤ 狹山二ユータ ウン地区北部周 辺	⑥ 狹山二ユータ ウン地区南部周 辺
中心地 点	都市のにぎわいと魅力があふれる場の創出による拠点形成	○					※
	生活利便性の維持・向上による 拠点形成（近隣中心拠点）		○ ○		○	○	※
	公共施設の集積と再配慮による 「住民の居場所」の拠点形成	○			○ ○	○	※
	生理学習・教育・子育て環境の維 持向上による「学び」の拠点形成	○			○ ○	○	※
生活地 点	狭山二ユータウン地区の再生・ 活性化に寄与する拠点形成				○ ○	○ ○	
	近畿大学附属病院等跡地における留 ましい土地利用による拠点形成				○	○ ○	
	行政機能 (案)		※ ○	○	—	○ ○	※
	介護福祉機能		— ○	○	— ○	○ ○	※
	子育て機能		※ ○	○ ○	— ○	○ ○	※
	商業機能		○ ○	— —	— ○	○ ○	※
	医療機能		— —	— ○	— ○	— ○	
	金融機能		— —	— ○	— ○	— ○	
	教育文化機能		※ ○	— ○	— ○	※ ○	※
その他 の位置 つけ	交通結節点	大阪狭山市駅 ～市役所周辺	狭山駅周辺	公共施設周辺	公共施設周辺	コミュニケーション センター周辺	※
	■外拠点	金剛駅（駅前） 広場）周辺等	大阪狭山市駅 (駅前広場)	公共施設内空 間に併せた屋 外空間等	公共施設内空 地、地域内の公 共施設等	東方地公園 大野台第4公 園	
	方向性 のイメ ージ			—	— ○ (飲食業施設) ○ (公共施 設周辺)	天野台道 等跡地（跡地 部分）等	※
	市民活 動型	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	※
		○ ○	— ○	— ○	— ○	— ○	※

8-1 計画（PLAN）の進行管理

- 都市再生特別措置法に基づく届出制度の概要について記載しています。（居住誘導区域外の開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設の動向等の把握や事前に協議する機会を確保することが目的。）
- PDCAサイクルに基づいた計画の進め方にについて記載しています。



◆届出の対象（居住誘導区域外での行為に限る）

開発行為	3戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が1,000 m ² 以上のもの
建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

◆届出の対象（都市機能誘導区域外での行為に限る）

開発行為	法に基づく誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為を行おうとする場合
建築等行為	法に基づく誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 もしくは建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して法に基づく誘導施設を有する建築物とする場合

◆届出の対象（居住誘導区域外での行為に限る）

誘導施設の休止・廃止	都市機能誘導区域内において法に基づく誘導施設を休止または廃止しようとする場合に届出が必要。
------------	---

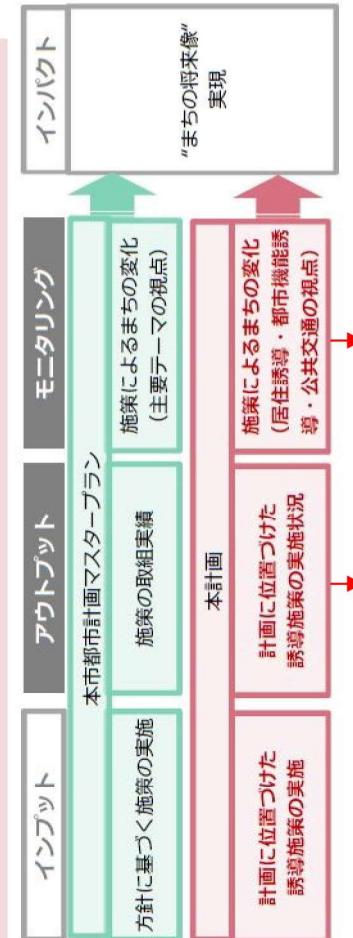
8-2 施策・取組みの展開（DO）

○第7章の誘導施策のうち、短期的な取組内容とスケジュールを記載する予定です。

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度) 以降
施策	各種制度の適正な運用・周知		
誘導	必要となる環境整備（ハード）及び取組み（ソフト）の推進		

8-3 評価分析等による点検（CHECK）

○都市計画マスター プラン同様、「アウト プット評価」及び「モニタリング評価」について位置付けています。



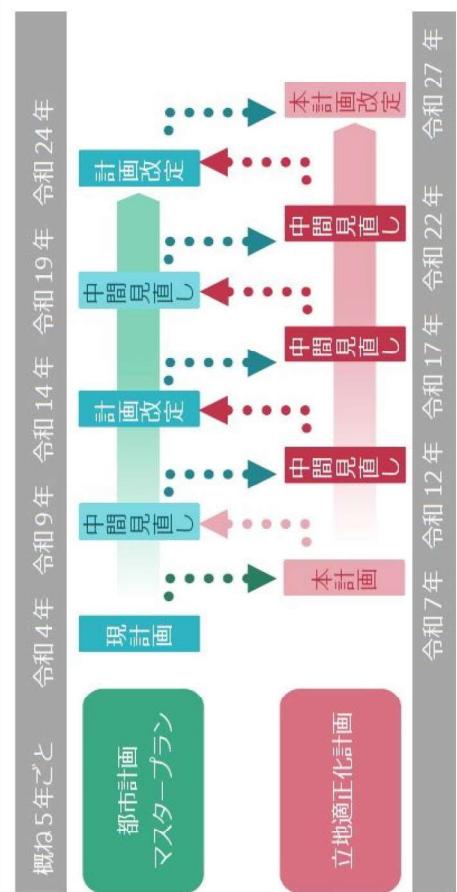
個々の取組みに対するアウト プット評価は、都市計画マスター プランにおけるアウト プット評価により変更する可能性があります。

モニタリング評価については、
第7章 誘導施策を踏まえ設定。

計画本編に記載の、具体的な目標指標・基準値・目標値等については、今後検討を進めることから、検討状況により変更する可能性があります。

8-4 計画見直しの考え方（ACTION）

○都市計画マスター プランの見直し、改定状況も踏まえながら、本計画の見直し、改定を行います。



全市的な取組みに加え、各都市機能誘導区域における具体的な取組みも記載する予定ですが、本編記載の誘導施策は、公共施設再配置計画など、関連計画・事業の検討状況、関係機関等との協議により、変更することを想定しています。